加茂市下水道事業告示 第 5 号

下記のとおり制限付き一般競争入札を行うので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条 第1項の規定に基づき公告します。

令和7年6月25日

加茂市下水道事業 加茂市長 藤田 明美

記

- 1 入札に付する事項
- (1) 工事名 猿毛線汚水管布設工事
- (2) 工事番号 公下汚単7第3号
- (3) 工事場所 加茂市大字狭口字猿毛地内
- (4) 工事期間 85日間
- (5) 工種 土木一式工事
- (6) 予定価格 事後公表
- 2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1)加茂市の令和7・8年度の建設工事入札参加資格審査において、<u>土木一式工事</u>の入札参加資格 を有する者で、格付等級がA級またはB級に該当する者
- (2) <u>加茂市内に主たる営業所又は従たる営業所を有する者</u>で、建設業法の規定による<u>土木工事業</u>の 許可を受けている者
- (3) 建設業法第26条に定める技術者等必要な人員を配置できる者
- (4) 令和6年度に加茂市と道路除排雪委託契約を締結している者
- (5) 本件工事に係る一般競争入札参加申請書の提出日から入札までの間において、加茂市又は新潟県の建設工事等に係る指名停止措置を受けていない者
- (6) 加茂市暴力団排除条例(令和元年加茂市条例第18号)第2条第3号に規定する暴力団員等に 該当しない者
- (7) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していない者
- (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申し立てをしている者でないこと、又は更正手続開始の申し立てがなされている者でないこと
- 3 入札参加申請書の提出

入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加申請書を提出すること。

- (1)提出期間 令和7年6月25日(水)から令和7年7月4日(金)午後3時まで
- (2) 提出場所 加茂市役所財政課管財係
- (3)確認結果 入札資格の無い者には令和7年7月9日(水)までに連絡します。

4 入札に関する事項

(1) 担当課及び契約条項を示す場所

〒959-1392 新潟県加茂市幸町2丁目3番5号

加茂市役所財政課管財係

電話: 0256-52-0080 (内線 314) FAX: 0256-53-2729

(2) 入札及び開札の場所及び日時

令和7年7月15日(火) 午前10時00分から 加茂市役所 3階会議室

- (3) 設計図書閲覧 加茂市役所 上下水道課
- (4) 質疑回答 質疑がある場合は、令和7年7月7日(月)午後3時までに質疑回答書 に質疑事項を記載して、(1)の担当課へ提出すること。 質疑回答期限は令和7年7月10日(木)とする。
- (5)入札保証金 免除する。
- (6) 契約保証金 契約金額の100分の10以上の金額とする。ただし、規則第144条第4項 に該当する場合は免除する。
- (7) 最低制限価格 設定する。
- (8) 前払金 する。(ただし、請負金額が500万円未満の場合はしない。)
- (8) 部分払 する。(ただし、請負金額が300万円未満の場合はしない。)
- (10) 工事内訳書 必要。(入札日受付時に封筒に入れて受付へ提出すること。初回に限る。)
- (11) 入札回数 2回を限度とする。
- (12) 落札者の決定 最低制限価格を下回る価格で入札をした者は落札者としないものとし、予定価格の制限の範囲内の価格で、かつ最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。最低制限価格を下回る価格で入札をした者は、再入札を実施する場合には参加することはできない。
- (13) 入札の無効 次のいずれかに該当する入札は無効とする。
 - ア 本告示に示した入札参加資格がない者及び虚偽の申請を行った者のした 入札及び入札に関する条件に違反した入札。
 - イ その他、加茂市入札参加者心得の無効入札に該当する入札。
- (14) 入札書への記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10 に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その 端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及 び地方消費税に係る課税業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もっ た契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(15) 入札参加申請取下

入札参加申請をした者は、入札日前日までに申請を取り下げることができる。

- (16) 入札の中止 一般競争入札を執行することが適当でないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は延期する。
- (17) その他 入札に当たっては、関係法令及び加茂市財務規則を遵守すること。